貸付金の返還債務の免除に関する条例（抄）

（昭和六十年三月二十六日　山口県条例第二号）

（趣旨）

第一条　この条例は、県が貸し付けた資金の返還の債務の免除について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　～　五（略）

六　医師及び歯科医師修学資金　公的医療機関その他の病院又は診療所で知事が指定するもの（以下「公的医療機関等」という。）における医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）の充実に資するため、大学の医学部又は歯学部（これらに相当する学部を含む。）の学生で医学又は歯学を専攻し、又は専攻しようとするものであつて、将来県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金をいう。

七　～　九（略）

第二条の二　～　第七条（略）

（医師及び歯科医師修学資金の返還債務の免除）

第八条　知事は、医師及び歯科医師修学資金（以下この条において「修学資金」という。）の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務を当該各号に定める債務の範囲内において免除することができる。

一　大学を卒業した日から二年以内に医師等の免許を取得し、直ちに医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修（以下この条において「臨床研修」と総称する。）を開始し、これを修了した場合において、その修了した日の属する月の翌月の初日から起算した期間（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業若しくは介護休業（以下「育児休業等」という。）をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間）が通算して修学資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間に達するまでの間に、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間（修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年（修

学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつては、二年）を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第四号において同じ。）が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に達したとき　返還及び利息の支払の債務の全部

二　前号に規定する従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき　返還及び利息の支払の債務の全部

三　死亡又は心身障害により修学資金を返還することができなくなつたとき　返還及び利息の支払の債務の全部又は一部

四　大学を卒業した日から二年以内に医師等の免許を取得し、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した場合において、その修了した日の属する月の翌月の初日から起算した期間（学校教育法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業等をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間）が通算して修学資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間に達するまでの間に、やむを得ない事由により、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に達しなかつたとき　返還及び利息の支払の債務の全部又は一部

第八条の二　～　第十条　（略）

（規則への委任）

第十一条　この条例に定めるもののほか、県が貸し付けた資金の返還の債務の免除について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十二年四月一日前に大学に入学した者が貸付けを受けた医師及び歯科医師修学資金の返還及びその利息の支払の債務についての改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例第八条の規定の適用については、同条第一号中「期間（修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年（修学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつて

は、二年）を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第四号において同じ。）」とあるのは、「期間」とする。

（本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

３　（略）